

原議保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)

生企甲達第15号
令和8年3月6日

関係所属長 殿

石川県警察本部長

インターネット異性紹介事業関係事務処理要領の改正について（通達）

対号 令和5年7月18日付け生企甲達第106号「インターネット異性紹介事業関係事務処理要領の改正について（通達）」

この度、インターネット異性紹介事業関係事務の適正な運用を図るため、別添のとおり、インターネット異性紹介事業関係事務処理要領を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、対号は廃止する。

別添

インターネット異性紹介事業関係事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「施行規則」という。）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に基づき、インターネット異性紹介事業に係る届出（以下「届出」という。）の審査、行政処分等の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

- 1 この要領において「主管課長」とは、警察本部において、インターネット異性紹介事業関係の許可等事務を主管する課（以下「主管課」という。）の長をいう。
- 2 この要領において「業務集約警察署」とは、許可等事務の一部業務を警察本部へ集約している警察署をいう。

第3 インターネット異性紹介事業開始届出書等の受理及び進達

1 事業開始届出書の受理

施行規則第1条の規定により、インターネット異性紹介事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）から施行規則別記様式第1号の事業開始届出書（以下「開始届出書」という。）の提出を受けた場合は、次により受理するものとする。

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、開始届出書及び添付書類が法及び施行規則に定められた形式上の要件に適合するか否かを確認し、主管課長から受理番号の指定を受け、開始届出書の所定欄に受理年月日及び受理番号を記載するものとする。
- (2) 主管課長は、インターネット異性紹介事業開始届出受理番号簿（別記様式第1号）及びインターネット異性紹介事業届出事項変更届出・廃止届出受理番号簿（別記様式第2号）を備え付け、署長からの照会に応じて別表「インターネット異性紹介事業関係届出受理番号表」に基づき受理番号を指定するものとする（2及び3について同じ。）。
- (3) 署長は、事業者から法第7条の規定による届出を行った旨の証明を求められた場合は、開始届出書の写しを提示させ、該当欄に受理年月日、受理番号を記入し、余白に受付印を押して交付するものとする。

2 事業廃止届出書の受理

署長は、事業者から施行規則別記様式第2号の事業廃止届出書（以下「廃止届出書」という。）の提出を受けた場合は、廃止届出書の記載内容を確認し、主管課長から受理番号の指定を受け、廃止届出書の所定欄に受理年月日及び受理番号

を記載するものとする。

3 届出事項変更届出書の受理

署長は、事業者から施行規則別記様式第3号の届出事項変更届出書（以下「変更届出書」という。）の提出を受けた場合は、変更届出書及び添付書類が法及び施行規則に定められた形式上の要件に適合するか否かを確認し、主管課長から受理番号の指定を受け、変更届出書の所定欄に受理年月日及び受理番号を記載するものとする。

4 警察本部長への進達

署長は、前記1から3に規定する届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）の原本をインターネット異性紹介事業関係届出書の進達について（別記様式第3号）に添付し、主管課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に進達するものとする。

ただし、業務集約警察署については、警察本部長への進達は、主管課長が行うものとする。

第4 届出書等の保管及び台帳の備付け

1 主管課長による届出書等の保管と台帳の備付け

主管課長は、署長から進達を受けた届出書等を事業者ごとに編てつし、受理番号の順に保管するとともに、インターネット異性紹介事業者台帳（別記様式第4号。以下「台帳」という。）を備え付け、変更の都度整理し、県内の事業者の実態を把握するものとする。

2 署長による届出書等の保管及び台帳の備付け

署長は、本部長に進達する届出書等の写しを作成して事業者ごとに編てつし、受理番号の順に保管するとともに、台帳を備え付けて変更の都度整理し、管内の事業者の実態を把握するものとする。

ただし、業務集約警察署については、台帳の作成のみ主管課で行い、変更等の管理は業務集約警察署で行うものとする。

第5 事業者の監督措置に関する事務

1 欠格事由の調査

署長は、開始届出書又は変更届出書を受理した場合は、インターネット異性紹介事業関係調査復命書（別記様式第5号）に基づき、事業者が法第8条各号に該当する者であるか否かを次の要領により判断し、欠格事由の有無に関する意見を付して、関係書類とともに本部長に進達するものとする。

ただし、業務集約警察署については、欠格事由の有無に関する調査及び本部長への進達は主管課で行うものとする。

(1) 第1号関係（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）

添付書類の市町村長の証明書により判断すること。

(2) 第2号関係（拘禁刑以上の刑に処せられた等の経歴）

日本国籍を有する者については、本籍地の市区町村に対する照会の回答により、日本国籍を有しない者及び法人については、各地方検察庁に対する照会の回答により判断すること。

(3) 第3号関係（命令違反歴）

主管課長に対する照会の回答により判断すること。

(4) 第4号関係（暴力団員等の該当）

暴力団担当部門に対する照会の回答により判断すること。

(5) 第5号関係（心身故障）

誓約書の内容等により判断すること。

(6) 第6号関係（未成年者該当）

添付書類の住民票の写し等により判断すること。

(7) 第7号関係（法人役員）

ア 全役員欠格事由該当の有無を前記(1)から(5)の要領により判断すること。

イ 全役員が児童ではないか住民票の写し等により判断すること。

(8) 施行規則第5条第1項第4号の識別符号付与業務の委託を受ける者についての欠格事由該当の有無の判断は、前記(1)から(7)の要領に準じて判断すること。

2 インターネット異性紹介事業の廃止命令

署長は、欠格事由の調査の結果、当該事業者が法第8条各号のいずれかに該当することが判明し、事業者が速やかに是正又は回復の措置を執らないときは、インターネット異性紹介事業の廃止命令の上申をするものとする。

ただし、業務集約警察署については、廃止命令の上申は、主管課長が行うものとする。

3 警告等の実施

(1) 実施

署長は、事業者が法令違反行為が認められる場合、法令違反の内容に応じて警告等を行うか否かを少年福祉犯罪又は情報技術犯罪の主管課と協議し、警告等を行うことが適当と認めた場合は、当該事業者に対し、法令違反行為をしたと認められる旨を通知し、必要な措置を講じるよう警告等を行うものとする。

(2) 留意点

警告等は、行政手続法に定める行政指導に当たることから、警告等に際しては、その趣旨及び内容並びに警告等を行う責任者を明確に示さなければならないことに留意するものとする。

4 報告又は資料の提出要求

主管課長は、法令の遵守状況を把握し、又は行政処分を行うに当たってどのような処分を行うべきかの判断に資するためなど、必要に応じ、次の事項等について法第16条の規定に基づく報告又は資料の提出要求を行うものとする。

(1) 報告を求める事項

- ア 広告又は宣伝を行う際の児童による利用の禁止の明示の実施状況
- イ 異性交際希望者が児童でないことの確認方法
- ウ 禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の公衆閲覧防止措置の実施状況

(2) 資料の提出を求める事項

- ア 過去に行った広告又は宣伝に係る児童による利用の禁止の明示状況に関する資料
- イ 過去に禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報について公衆閲覧防止措置をとった際の記録

第6 行政処分

- 1 署長は、事業者に対して、次に掲げる処分を要すると認めたときは、インターネット異性紹介事業者行政処分上申書（別記様式第6号）に法第8条の欠格事由に該当する旨の調査書類その他行政処分を必要とする事実を疎明する資料を添えて、本部長に上申するものとする。
 - (1) 法第13条の規定による指示(以下「指示」という。)
 - (2) 法第14条第1項の規定による事業の停止命令(以下「停止命令」という。)
 - (3) 法第14条第2項の規定による事業の廃止命令(以下「廃止命令」という。)
- 2 指示をするときには、次により行政手続法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与を行うものとする。
 - (1) 主管課長は、署長から指示の上申を受けた場合は、少年福祉犯罪及び情報技術犯罪の主管課と協議の上、その内容を審査し、指示の必要があると認めた場合は、聴聞規則第20条に規定する弁明通知書を作成し、当該署長に送付するものとする。
 - (2) 署長は、主管課長から弁明通知書の送付を受けた場合は、当該弁明通知書の「弁明書の提出期限」欄に交付日から7日間以上の期間をおいた日を指定して記入し、被処分者に交付するとともに受領書（別記様式第7号）を徴収して主管課長に送付するものとする。ただし、被処分者が口頭で弁明することを希望したときは、弁明通知書の「備考」欄に「口頭による弁明を認める」旨及び口頭による弁明を行う日時及び場所（原則として当該警察署）を指定し、当該日時及び場所に出頭を指示する旨を記載して交付すること。
 - (3) 署長は、弁明通知書に基づき、被処分者が弁明書を提出した場合は、内容を確認の上、收受番号簿に登載して受理日を明確にしておくとともに、原本を主管課長に送付すること。
 - (4) 署長は、口頭による弁明を認めた場合で、被処分者が弁明通知書に基づき出頭したときは、当該事務を担当する警部補又は係長相当職以上の警察職員に弁明調書を作成させ、その原本を主管課長に送付すること。
 - (5) 署長は、被処分者から提出（出頭）期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で主管課長に報告すること。

3 停止又は廃止命令をするとき、次により行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に基づく聴聞の手続を行うものとする。

(1) 主管課長は、署長から停止又は廃止命令の上申を受けた場合は、少年福祉犯罪及び情報技術犯罪の主管課長と協議の上、その内容を審査し、事業の停止又は廃止命令を行う必要があると認めた場合は、聴聞規則第 8 条に規定する聴聞通知書を作成し、当該署長に送付するものとする。

(2) 署長は、主管課長から聴聞通知書の送付を受けた場合は、当該聴聞通知書を被処分者に交付するとともに受領書を徴収して主管課長に送付するものとする。

4 業務集約警察署における運用

1 の行政処分の上申、2 の弁明通知書の交付及び受領書の徴収並びに 3 の聴聞通知書の交付及び受領書の徴収は、主管課長が行うものとする。

第 7 他 の 都 道 府 県 公 安 委 員 会 へ の 通 報 等

1 主管課長は、指示又は停止命令をしようとする場合において、当該事業者がその事業の本拠となる事務所を他の都道府県公安委員会管轄区域内に変更していたときは、既に当該処分に係る弁明又は聴聞が終了している場合を除き、速やかに変更先の都道府県公安委員会に施行規則別記様式第 6 号の処分移送通知書を送付するものとする。

2 主管課長は、開始届出書、廃止届出書又は変更届出書を受理した場合及び行政処分をした場合は、当該事業者の氏名又は名称、住所、当該事業を示すものとして使用する呼称、事業の本拠となる事務所の所在地、届出受理番号等を施行規則第 11 条第 1 項の規定により国家公安委員会へ報告するものとする。

3 主管課長は、事業者が指示若しくは停止命令の事由となる法令違反行為又は行政処分違反をしたと認めるときは、当該違反行為等が行われた時における事業者の事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に対し、当該事業者の氏名又は名称、住所、当該事業を示すものとして使用する呼称、事業の本拠となる事務所の所在地、届出受理番号等を施行規則第 11 条第 2 項の規定により通報するものとする。

第 8 登 録 誘 引 情 報 提 供 機 関 に 対 す る 情 報 提 供

主管課長は、法第 2 条第 4 号に規定する登録誘引情報提供機関からインターネット異性紹介事業者に係る情報を求められた場合は、法第 18 条第 1 項に規定する誘引情報提供業務を適正に行うための必要性が認められる範囲で次の事項について情報を提供するものとする。

1 通常 の 提 供 事 項

(1) 事業者の氏名又は名称

(2) 当該事業を示すものとして使用する呼称及び連絡先

2 郵便等による事業者への通知を予定している場合の提供事項

- (1) 事業の本拠となる事務所の所在地
- (2) 事業者の住所

別表（第3関係）

インターネット異性紹介事業関係届出受理番号表

種 別	受理番号指定方法	記載例
事業開始届出書	51-〇〇-△△△△-☆☆☆ (11桁)	令和4年2月中に県下初の事業 開始届出書に指定する受理番号 51-22-0001-000
事業廃止届出書	同 上	令和4年2月中に県下初の事業 開始届出書を提出した事業者から の事業廃止届出書に指定する受理 番号 51-22-0001-999
届出事項変更届出書	同 上	令和4年2月中に県下初の事業 開始届出書を提出した事業者の3 回目の届出事項変更届出書に指定 する受理番号 51-22-0001-003

記号の意味

- 51・・・県コード番号
 - 〇〇・・・事業開始届出を受理した西暦年の下2桁
 - △△△△・・・本県の一連番号(4桁使用)
 - ☆☆☆・・・事業開始届出書の場合は「000」、事業廃止届出書の場合は「999」、
届出事項変更届出書の場合は事業者ごとの変更届出回数を3桁(001から
順次)を指定する。
- } 開始届出により決定(不変)

別記様式第2号（第3関係）

インターネット異性紹介事業届出事項変更届出・廃止届出受理番号簿
(事業者名)

受理年月日	届出事項変更・廃止届出受理番号	変更(廃止)事項	備考
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		
	51- - -		

備考： 受理番号の先頭2桁は県コード、次の2桁は西暦年の下2桁、次の4桁は県の一連番号、末尾の3桁は開始届の場合は000、変更の場合は1から順次変更回数を付し、廃止の場合は999を付すこと。

別記様式第3号（第3関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

長

インターネット異性紹介事業関係届出書の進達について

届出者

住 所

氏 名

又は名称

上記の者より届出のあった

- インターネット異性紹介事業開始届出書
- インターネット異性紹介事業届出事項変更届出書
- インターネット異性紹介事業廃止届出書

について、次のとおり関係書類を添えて進達する。

記

1 書類目録

2 署長（課長）意見

受理年月日	年 月 日	
受理警察署		
受理番号		
氏名（法人は名称及び代表者名）		
住所	電話（ ） —	
広告宣伝をする場合に使用する呼称	1 2	
異性交際希望者が児童でないことの確認方法 (法第11条に基づく施行規則第5条の確認方法)	<input type="checkbox"/> 運転免許証その他年齢、生年月日を証する書面の提示、当該書面の写しの送付又は画像の電磁的送信を受けてその都度確認する方法。(1号) <input type="checkbox"/> クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けて確認する方法(2号) <input type="checkbox"/> あらかじめ前記1、2号いずれかの方法により児童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号を付し、以降の利用の際に当該識別符号の送信を受けて確認する方法(3号) <input type="checkbox"/> 送信を受けた識別符号を識別符号付与業務受託事業者に照会することにより確認する方法(4号)	
送信元識別符号		
識別符号付与業務の委託の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
識別符号付与業務受託者	氏名又は名称及び住所 (法人代表者氏名)	住所 名称 氏名 法人代表者氏名
	識別符号付与業務従業者 (法人の場合)	住所 氏名
		住所 氏名
		住所 氏名 (書ききれない場合は別紙を添付すること。)
備考		

変更届受理 (法人の役員については「役員表」に記載する。)	年 月 日	変 更 事 項

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（決裁日 年 月 日）

インターネット異性紹介事業関係調査復命書

係の欠格事由調査結果に対する意見		
警視	長	年 月 日 課 係
	殿	
事業者	住所、氏名又は名称 (法人は代表者) 生年月日、年齢	年 月 日生 (歳)
上記の者に対する標記の調査結果は、次のとおりです。		
調 査 事 項	調 査 結 果	確認資料番号
① 届出書及び添付書類の形式的要件は具備しているか。 (施行規則第1条第3項)	<input type="checkbox"/> 適 (裏面「届出書形式的要件調査書」のとおり) <input type="checkbox"/> 否 (裏面「届出書形式的要件調査書」のとおり)	
② 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しないか。 (法人は全役員)	<input type="checkbox"/> 適 (市町村長証明書確認) <input type="checkbox"/> 否 (理由は別途報告)	
③ 拘禁刑以上の刑に処せられ又はこの法律に規定する罪等で罰金刑に処せられ、5年を経過しない者でないか。(法人は全役員)	<input type="checkbox"/> 適 (欠格事由不該当誓約書、前科・身上照会回答確認) <input type="checkbox"/> 否 (理由は別途報告)	
④ 最近5年間に事業の停止又は廃止の命令違反をした者でないか。(法人は全役員)	<input type="checkbox"/> 適 (行政処分歴照会、前科・身上照会回答確認) <input type="checkbox"/> 否 (理由は別途報告)	
⑤ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないか。(法人は全役員)	<input type="checkbox"/> 適 (暴力団担当部門への照会結果確認) <input type="checkbox"/> 否 (理由は別途報告)	
⑥ 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適性に行うことができない者として国家公安委員会規則で定める者に該当しないか。(法人は全役員)	<input type="checkbox"/> 適 (誓約書の内容等により確認) <input type="checkbox"/> 否 (理由は別途報告)	
⑦ 未成年者でないか。 (法人役員に児童はいないか。)	<input type="checkbox"/> 適 (住民票(外登票)写し確認) <input type="checkbox"/> 否 (理由は別途報告)	
⑧ 識別符号付与業務受託者に欠格事由該当者はいないか。 (ただし、事業者の欠格事由には該当しないことに注意すること。)	<input type="checkbox"/> 適 (識別符号付与業務受託者の添付書類確認) <input type="checkbox"/> 否 (理由は別途報告)	

(注) 「確認資料番号」欄には、「適・否」の判断をする根拠となった資料番号を付し、当該資料には当該資料番号を付した付箋等を貼付して、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

届出書形式的要件調査書

確認項目				
所在地	事業の本拠となる事務所（住居）の所在地が管轄内であるか。	適 ・ 否		
届出日	事業開始日より以前に届出がなされているか。	適 ・ 否		
届出に 必要 な 書類	個人	①事業開始届出書	適 ・ 否	
		②住民票の写し	適 ・ 否	
		③誓約書（法第8条第1号～第6号に該当しないことを誓約する書面）	適 ・ 否	
		④身分証明書	適 ・ 否	
		⑤送信元識別符号の使用権限疎明資料	適 ・ 否	
	法人	①事業開始届出書	適 ・ 否	
		②定款の謄本及び登記事項証明書	適 ・ 否	
		③役員全員に係る住民票の写し	適 ・ 否	
		④役員全員に係る身分証明書	適 ・ 否	
		⑤役員全員に係る誓約書（法第8条第7号イに該当しないことを誓約する書面）	適 ・ 否	
	識別符号付 与業務受託者	個人	①住民票の写し	適 ・ 否
			②身分証明書	適 ・ 否
		法人	③誓約書（規則第5条第2項第1号イ～へに該当しないことを誓約する書面）	適 ・ 否
			④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤中毒者でない旨の医師の診断書	適 ・ 否
			⑤定款の謄本及び登記事項証明書	適 ・ 否
法人	②役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し	適 ・ 否		
	③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る身分証明書	適 ・ 否		
法人	④役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る誓約書（規則第5条第2項第1号イ～へに該当しないことを誓約する書面）	適 ・ 否		
	⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤中毒者でない旨の医師の診断書	適 ・ 否		

別記様式第6号(第6関係)

石川県警察本部長 殿	第 年 月 日 号 長
インターネット異性紹介事業者行政処分上申書	

被 処 分 者	本籍、住所、氏名・生年月日、 (法人の場合は名称、所在地、代表者の氏名)			
	事業開始届出	受理番号		
			受理した公安委員会の名称	公安委員会
処分を必要とする理由				
適用法条				
処分上の意見				
その他参考事項				

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所)

(氏名)

受 領 書

行政処分決定書 石川県公安委員会指令第 号
ただし、 年 月 日の聴聞により決定した行政処分決定書

指示書 石川県公安委員会指令第 号

弁明通知書 石公第 号

上記のとおり受領しました。